

令和5年度

第8回

多良木町農業委員会総会議事録

令和5年10月10日

多良木町農業委員会

令和5年度 第8回 多良木町農業委員会総会議事録

1 日時 令和5年 10 月 10 日(火) 午前9時

2 場所 3階 委員会室

3 出席委員

1番	田 中 英 一	2番	田 嶋 英 功	3番	本 田 茂	4番	川 邊 優 二
5番	北 崎 義 郎	6番	川 越 恭 子	7番	源 島 伸 次	8番	井 上 成 二
9番	福 屋 豊	10番	中 村 一 浩	11番	武 藤 和 弘	12番	西 野 幹 秀
13番	尾 方 隆 博	14番	中 神 久 一 郎	15番	岩 野 満	16番	塩 塚 一 博
17番	松 岡 忠 治	18番	猪 口 秀 利	19番	舟 守 隆	20番	星 原 幸 広

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--	--	--

5 事務局出席

局長	魚 住 雅 彦	係長	赤 川 和 幸	主事	一 川 貴 史		
----	---------	----	---------	----	---------	--	--

6 議事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第 19 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

日程第3 議案第 20 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

日程第4 議案第 21 号 非農地証明願に対する判断について

日程第5 議案第 22 号 多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について

日程第6 報告第6号 農地法第 18 条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について

日程第7 次回総会に伴う事前調査委員の指名

○事務局長 定刻前ですが、本日出席の委員の皆様がおそろいですので、始めさせていただきます。

皆様ご起立をお願いいたします。おはようございます。

○各委員 おはようございます。

○事務局長 ご着席ください。議事に入るまでの本総会を事務局にて着座にて進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。本日は全員出席ですので、会議は成立しております。それでは、ただいまより、令和5年度第8回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 はい。皆さん、おはようございます。

○各委員 おはようございます。

○会長 （会長挨拶）

○事務局長 ありがとうございました。それでは、会議規則第4条の規定により、会長は、総会の議長となり、議事を整理するとなっておりますので、この後の議事進行につきましては、田中会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 はい。それでは座らせていただいて議事を進めさせていただきたいと思います。日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員に、5番の北崎委員、7番の源嶋委員の指名をいたします。よろしくお願いいたします。続きまして日程第2、議案第19号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、を議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 事務局長。

○議長 はい、事務局長。

○事務局長 それでは、日程第2、議案第19号の説明をさせていただきます。配付しております議事日程表1ページをお願いいたします。お開きいただきましたでしょうか。日程第2、議案

第 19 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について、下記のとおり、農地の権利移転について、許可申請がありましたので、許可、不許可についての意見を決定するものでございます。今回は 3 件の許可申請があつております。番号 1、当事者住所氏名、譲渡人、大字〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲受人、大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇。申請物件、大字〇〇〇〇〇〇〇〇、地番〇〇〇番〇〇ほか〇筆の計〇筆となっております。地目は登記現況とも〇、面積計の〇〇〇平米です。権利の内容、申請理由、経営面積、稼働人員は記載のとおりとなっております。現地につきましては 3 ページをご覧ください。3 ページの地図では中央黒枠で囲んだ箇所となります。位置を説明させていただきます。多良木町役場から東に約〇キロ、国道 219 号線の南側にある農地です。今回譲受人となる〇〇さんのご自宅に隣接する農地となっております。1 ページにお戻りいただき、番号 2 の説明をいたします。当事者、住所氏名、譲渡人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲受人、大字〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。申請物件、大字〇〇〇〇〇〇〇、地番〇〇〇〇〇〇〇、地目は登記現況とも〇、面積〇〇〇平米です。権利の内容、申請理由、経営面積、稼働人員は記載のとおりとなっております。現地につきましては 4 ページをご覧ください。4 ページ地図では中央黒枠で囲んだ箇所となります。位置を説明させていただきます。久米小学校から南に〇〇〇メートル、中山運動広場入り口道路の西側の農地です。申請のあった農地は、次の議案の第 5 条申請と関連しており、分筆された残りの残地を今回譲受人が取得するという事になっております。1 ページにお戻りいただき番号 3 の説明をさせていただきます。番号 3、当事者住所氏名、譲渡人、大字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。譲受人、大字〇〇〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件、大字〇〇〇〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇〇、地目は登記現況とも〇、面積は〇〇〇平米です。権利の内容、申請理由、経営面積、稼働人員は記載のとおりとなっております。現地につきましては 5 ページをご覧ください。5 ページ地図では中央黒枠で囲んだ箇所となります。位置につきましては、番

号 2 でもご説明いたしました農地の東側に隣接する、土地で、こちらの農地につきましても、次の議案の 5 条申請と関連しており、分筆された残地を、今回の譲受人が取得するということになっております。以上で説明を終わります。

○議長 はい、続いて事前調査の報告をお願いいたします。

○2 番委員 はい、2 番。

○議長 はい、2 番。

○2 番委員 議案第 19 号、農地法第 3 条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回、3 件の申請がありましたが、先週 6 日金曜日に、15 番岩野委員、16 番塩塚委員、2 番私で調査いたしました。番号 1 の申請につきましては先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域外農地となります。許可の判断につきましては、農地法第 3 条第 2 項の規定する不許可の要件に該当せず、許可要件を満たすということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。なお、売買価格は、〇〇〇〇〇〇円で、10 アール当たり〇〇〇万です。続きまして、番号 2 を報告します。番号 2 の申請につきましては先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域外農地となります。許可の判断につきましては、農地法第 3 条第 2 項に規定する、不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで申請は妥当であるとの協議結果でございました。なお、売買価格は〇〇〇〇〇〇円で 10 アール当たり〇〇〇万円です。続きまして、番号 3 を報告いたします。番号 3 の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域外農地となります。許可の判断につきましては、農地法第 3 条第 2 項に規定する、不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしていることで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。なお、売買価格は、〇〇〇〇〇〇円で、10a 当たり〇〇〇万円です。以上報告を終わります。

○議長 はい。ただいま本件について事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件につ

いて何かご意見はございませんか。

○6番委員 6番。

○議長 はい、6番。

○6番委員 6番。土地の売渡し価格なんですけれど、畑で、単当たり〇〇〇万というのは、ちょっと高いんじゃないかと思うんですが、どうしてこういう形になったのか何か理由が、あったんじゃないかと思ってお尋ねいたします。

○事務局長 はい、事務局長。今回こちらの申請箇所につきましては、次の議案に農地転用がありますが、1筆を農地と宅地に分筆するため、全筆を宅地の値段で購入されているとのことでございます。

○6番委員 6番。

○議長 はい、6番。

○6番委員 2番と3番については、宅地ということ踏まえての取引となったので、反当たり〇〇万円っていう金額に想定されたんじゃないかということで理解してよろしいでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局長 はい、事務局長。価格算定の経緯までは詳しく聞いておりませんが、恐らくそうではないかと思います。

○6番委員 6番。価格自体に変動があると、理由がはっきりしない場合は後のいろんな農地交渉事に問題が出てくると思いますので、次回の総会までに詳しい経緯の確認をしていただいて、報告をしていただければと思います。よろしくお願いします。

○事務局長 はい、事務局長。

○議長 はい、事務局長。

○事務局長 はい。こちらの価格の算定経緯につきまして詳しく聞き取りをさせていただき、次回

の総会で報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 ほかに。ございませんでしょうか。ないようでしたらお諮りをいたします本件についてご異議はございませんか。

○各委員 異議なし。

○議長 はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第 3、議案第 20 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、を議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 事務局長。

○議長 はい、事務局長。

○事務局長 それでは、日程第 3、議案第 20 号の説明をさせていただきます。配付しております
議事日程表 6 ページをお願いいたします。お開きいただきましたでしょうか。日程第 3、議案
第 20 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、下記のとおり、
農地を農地以外のものにするための許可申請がありましたので、許可、不許可についての
副申意見を決定するものでございます。今回は 2 件の許可申請がっております。番号 1、当
事者住所氏名、譲渡人、○○○○○番地、○○○○外 2 名。譲受人、○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○、○○○○。申請物件、大字○○○○○○○、地番○○○○番○、外○筆の計○
筆。地目は登記現況ともに○、面積計の○○○平方メートルです。権利の内容、転用の理由、
施設の概要につきましては記載のとおりです。現地につきましては 7 ページをご覧ください。
7 ページの地図では、黒枠で囲んだ箇所となります。位置を説明させていただきます。久米小
学校から南に約○○○メートル、中山運動広場入り口道路の西側にある農地です。転用者は○
○○○の方となっておりますが、ご出身は○○○○でございます、今回転用する農地の○○
約○○○メートルのところに○○のご実家があります。○○のご実家の近くで転用地を探され

ておりまして、今回の農用地となったところでございます。なお今回の申請につきましては、代替地の検討や、転用行為を行う必要な資力が確保されていること、遅滞なく申請地を申請に係る用途に、供する見込みがあること、また、周辺農地に係る営農条件へ不利が生じないことが見込まれること等を確認しております。6 ページにお戻りいただき番号 2 の説明をいたします。当事者住所氏名、譲渡人、大字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。外〇名。譲受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。申請物件、大字〇〇〇〇〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番地〇、外〇筆の計〇筆。地目、登記現況は記載のとおりです。面積は計の〇〇〇〇平米です。権利の内容につきましては所有権移転で、転用の理由は土砂保管場の運営及びそれに関する排水設備の設置となっております。施設の概要につきまして、土地造成 6 万 569 平米です。内沈砂池が 2 千 10 平米。それから U 字溝等が 777 平米となっております。現地につきましては、8 ページ、9 ページに記載しております。8 ページ、9 ページの地図では黒枠で囲んだ箇所となります。位置を説明させていただきます。黒肥地小学校から東に約〇〇〇〇メートルから〇〇〇〇メートル、県道人吉水上線の南側と北側に位置する農地です。北側の農地につきましては、8 ページに記載しております。昨年 9 月に県道側が 5 条申請し許可され、県道から北東に約〇〇〇メートルは既に土砂置場となっております。今回はその奥に土砂置場の拡張が計画されております。また、南側の農地につきましては、9 ページに記載しておりますが、多良木自動車学校東側に位置している農地でございます。こちら北側の土砂置場からの排水を球磨川に流入するための排水施設を計画されているところでございます。詳細につきまして、皆様のお手元に A3 三つ折りの別紙を配布させていただいております。A3 の用紙が 2 枚ホチキス止めされているものでございます。まず 1 枚目の表面ですが、土地利用計画平面図と書いてあるものがあると思います。そちらをご覧ください。図面左下に A 地区と記載されておりますが、こちらが字〇〇〇〇〇〇〇〇を含む地域となっております。こちらのほうに、B 地区及び

大久保台地の一部からの排水を今回の計画で、県道に横断暗渠として1メートルのボックスカルバートを布設し、A地区の排水施設にて、球磨川へ流入する計画でございます。赤文字のB地区と記載されているか所になりますが、こちらが字〇〇〇〇〇でして、今回、転用申請があつて〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番の〇筆が含まれている地区となります。こちらのB地区につきましては土砂の保管区域となります。B地区の図面右側に肌色で着色されているか所がございまして、こちらは今回、相続が出来てない農地でございます、相続が出来てない農地につきましては、民法によりまして、転用等、非農地にもすることが出来ませんので、今回の計画では、開発区域外となっているところでございます。こちらの開発区域には林地も含まれております。昨年度は約0.98ヘクタールの林地開発でしたが、今回の計画を含めると、林地面積が1ヘクタールを超えるため、県知事への林地開発許可申請が必要となっております。なお、こちらの林地開発の許可申請につきましては現在並行して県に申請されているということを聞いております。また、この林地開発許可制度では、災害の防止、水の確保、水害の防止、環境の保全の四つの要件を満たす必要がございまして、防災施設の設置等の措置が講じられていることが、許可の基準となっております。以前よりこちらの土砂保管場につきましては、農業委員の皆様からも災害等の未然防止ということで、委員の皆様がそれぞれ危惧をなされていたかと思いますが、今回、この林地開発許可が申請されたことによりまして、そういった面ではより一層、県のほうで見ていただいて強化されていくということとなります。次に、裏面をご覧ください。裏面には今回の用地図の位置を示させていただいております。赤で着色した箇所となります。次に、2枚目の別紙をご覧ください。2枚目には今回の計画縦断図を添付させていただいております。図面右側のボックスカルバートと記載がある箇所が県道人吉水上線の箇所でございます。こちらを約2.2%の勾配で県道を横断した後に、約5メートルの落差のあと2%の勾配で、三方水路により球磨川に流入するという計画になっております。次に、2枚

目の裏面をお願いいたします。裏面は全体の縦断図となっております。上から２段目の右側のほうに、開発区域外と記載してありますが、こちらが先ほど計画平面図でお話ししました相続が出来てない農地となっております。こちら相続が出来ていない農地につきましては先ほども少しお話ししました民法のほうに規定されておまして、相続が出来ていない土地などにつきましては相続権者の共有財産ということになっております。また民法では共有財産には変更を加えることは出来ないとされておりますので今回の計画では、県道から約 425 メートル付近から安定勾配の土羽で切下げまして、相続が出来ない農地のところは何も取り扱わないということになっておまして、開発区域外が終わりましてところ約 480 メートル付近からまた安定勾配の土羽で切上げていくという計画になっております。また、こちらの縦断図から、全体の盛土高を計算してみますと、大体平均して約 20 メートルの盛土が今後なされるという、ことが見えてまいります。今回の申請につきましては代替地の検討や転用行為を行う必要な資力が確保されていること。遅滞なく申請地を申請に係る用途に供する見込みがあること、また、周辺農地に係る営農条件への不利が生じないことが見込まれることを確認しております。以上で説明を終わります。

○議長 はい。続きまして事前調査の報告をお願いいたします。

○15 番委員 議案第 20 号、農地法第 5 条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回 2 件の申請がありましたが、先週の 6 日金曜日に、2 番田嶋委員、16 番塩塚委員、15 番私で調査いたしました。番号 1 につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農地の区分は農振農用地区域外農地で第 1 種農地となりますが、農地法施行規則第 33 条の第 4 号による、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常の生活上、または、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されているものとして、立地条件を満たしているものと考えます。また、一般基準においても、農地法第 5 条第 2 項及び施行規則第 57 条の不許可の要件に

は、該当しないと思われますので、一般基準も満たしていると考えます。したがって、本件は、立地基準及び一般基準の両面から、転用許可基準を満たしていると思われます。番号2つきまして、先ほど説明された箇所になりますが、農地の区分は、農振農用地区域外農地で、○○○○○○○○は第1種農地、○○○○○○○○○及び○○○○○○○○○は、第2種農地となります。第2種農地につきましては、立地条件を満たしているものと考え、第1種農地につきましては、農地法施行規則第35条の第5号の既存の施設の拡張に該当するものとする判断し、立地基準を満たしているものと考えます。一般基準においても、農地法5条第2項及び施行規則第57条の不許可の要件には、該当をしないと思われますので、一般基準も満たしていると考えます。したがって本件は、立地基準及び一般基準の両面から、転用許可基準を満たしていると思われます。以上、報告を終わります。

○議長 はい。本件について事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。

○3番委員 3番。

○議長 はい、3番。

○3番委員 3番、本田です。今、事務局長から説明ありましたが、〇〇さんと会う機会がありまして、いろんな意見を聞き、言われました。局長が今説明されたように、1か所ですね。前回のときに、登記が出来ないということで本人さんたち、〇〇さんにしたら、何か〇人兄弟、〇人ですかね、〇人の〇番下の妹さんが〇〇のほうにおられて、その人がちょっと印鑑を渋っておられるわけじゃないんですけど、ちょっと待ってくれちゃうところで今出来ないという状態なんですけど、〇〇〇〇〇〇さんにしたら何千万か知りませんが、現在までに出資されて、そこだけ残して、皆様前回ご覧のとおり、もう大分埋まってますよね。ああいう中で、そこだけを残すのは、仕事上支障が出ますということでした。また、相続の出来ない土地につき

ましては、1月ぐらいだったら印をいただけるかもしれないということで報告されました。○

○さんから多良木農業委員会の皆さんにお礼を言いたいのは、県道から下の○○さんの圃場が5条申請、転用が出来ましたので、それを皆さんに、お礼を言ってくださいとのことでした。

ただ、その上のまだ相続出来てないところが途中ですので、あそこを○○さんにしたらどうか、早くしたいんですけど今、局長が言ったように民法に関わる問題ならばちょっと手が出せないところもありますので、多良木町農業委員さんたちにそのこのところをはっきり分かってほしいということで言われました。現地確認のおりに○○さんの説明で、大久保台地からの排水があり、その排水が今回土砂置場の奥にある集水桝に溜まり、それを土水路で○○さんの田んぼの方に県道を横断して出るようにしてあり、何年か前から大雨時には水路から越水していたという経緯があり、今回、県道の南側を含め5条申請が出来たので、許可が下りしだい工事に取りかかり、新しい排水路を設置するので、その心配も無くなるので、皆さん方に、くれぐれも、お礼を言ってくれということでした。これから先も期間はかかるかもしれませんが、いろいろ相談されると報告をしておきますが、本人さんに言わしたら○○さん、○人相続されてない方の上、○人の兄弟さんたちの印鑑をもらっていただいて非農地申請はできないか、その○○さんが非農地申請出来たら開発出来ないだろうかということを事務局のほうにお尋ねくださいとのことでしたので、そのこのところを魚住局長から皆さんに説明していただければと思います。

よろしいでしょうか。何か、取り留めのない話ですみませんけど。そういうことです。現状は、何遍も現場見たんですけど、出来たらその上を、農業委員さんたちに見ていただきたいとは要望を言っておられました。以上です。

○議長 はい、事務局から。

○事務局長 はい、事務局長。今、本田委員からお話がありましたが、この件につきまして9月1日に○○○○○○のほうから町長に非農地判断をいただきたいという旨の申入れがありまし

た。非農地判断につきましては前回の総会その他の部分で委員の皆さんにお話をさせていただき、多良木町農業委員会としては非農地として判断しないという、意見をいただいたところでございますが、そもそも今回の案件につきまして、相続が出来てない土地というものはどういうものかを、民法で調べてみました。民法では相続が出来ていない土地につきまして、相続権者が3人いれば3人、4人いれば4人の方々の共有の財産であると明記されております。では、共有の財産とはどういうものかというものをさらに民法で調べてみました。民法の規定によりますと、この共有の財産というものは、共有者それぞれに権利があるものなので、この財産については共有者全てが同意しないと、変更はしてはいけませんということが明記されております。これを踏まえて、今回、農業委員会において株式会社佐藤からの申し入れのとおり非農地判断をした場合、農地を農地じゃない地目にしてしまいますので、地目に変更が生じることとなり民法の共有財産に規定される内容の変更を加えることが出来ないということに触れてしまう恐れがあります。また、非農地判断した場合、その後に登記をしなければなりません、登記法では、登記ができる者は所有者と明記されております。今回の場合、既に相続が発生しているため、土地の名義人の方はお亡くなりになられていることがわかります。ですので、登記できる者は所有者と記載されている以上、ご健在である誰かが相続しないと登記することはできません。ですので、今回の案件につきましては相続権者の誰かが相続する必要がございます。相続予定者の方が代表相続者となり、相続権がある共有者にそれぞれの共有分を私にくださいという承諾を得る必要があります、それを証する書類が必要となります。今回、相続が出来ていない一筆につきましては、名義人のお子様となる相続権者が〇名おられ、そのうちの〇名の方が既に亡くなられているため、その子供さんにも相続権が発生している状況でございます。亡くなられた方には〇名のお子様がいると聞いておりますので、現在〇名の共有財産ということとなっております。その共有者〇名の中の〇名の方からの承諾が得られていないということでご

ざいますので、事務局といたしましては民法に定める共有財産に変更を加えることが出来ないと判断し、非農地判断を行うべきではないと考えております。以上です。

○3番委員 3番。

○議長 はい、3番。

○3番委員 3番、本田です。多良木の農業委員会事務局で法律とか、全然私たちも分からないことを、調べていただいたんですけど、その○人の方で○○○○さんが亡くなられる、その子供さんの印鑑はもうもらってあるということで、○さんも、反対じゃないんですけど、○○○○○○さんが亡くなられて○年したらという、何か条件を聞いております。私のところに来られるので、そのところはですね○○さんに魚住局長の方からちゃんと言っとってください。私たちは法律に詳しくなく、農業のことしか知らないものですから。詳しいことはそういうことですが、○○さんから農業委員の皆さんにお礼を言っておられました。先ほど言った○○さんところ、県道から下はですね、早く排水せんとまた、もしも大雨が降ったりしたときには横の溝があふれるので、今度排水は造られるんですけど、それと大久保台地の水のことはよかですね、あそこは出てくることになってるみたいですね。大久保台地からの水を田まで引くというのがあったと思いますが。

○事務局長 事務局長。

○議長 はい、事務局長。

○事務局長 はい、今、本田委員のほうから大久保台地の水という話がございましたがお配りしております A3 の計画平面図で肌色に着色されている上の箇所少し見えづらいんですが点線で四角い箇所が記載されております。こちらに、大久保台地の五、六枚分の農地の排水が流れてくるように作られておりまして、今、本田委員が言われた、大久保台地の水というのは、その水がそこに集中してくるものですから、この水を下の集水桝で受けて、用排水路をとおり、今

までは県道を横断して〇〇さんの農地ここでは A 地区と書いてございますが、この下流側、自動車学校側の農地のほうに来てたという話でございます。今回の計画では、こういった大久保台地の水またこの土砂置場の水につきましては、新たに県道に横断暗渠を敷設し、排水対策をとられます。ただ今回敷設した排水路で大久保大地からの水を全部球磨川に放流してしまいますと、下流の〇〇さんの圃場に水が無いということになりますので、既に土砂置場となっております箇所 1 番下の部分には、有孔管という穴の開いた管が布設してありまして、元の田面に染み出てくる水を拾い集めて、現在敷設してある横断暗渠で横断して、下流域の農地のほうに水を流すという計画もなされているところでございます。以上です。

○議長 はい、3 番本田委員よろしいでしょうか詳細については、事務局のほうで取りまとめて、〇〇〇〇〇〇のほうに、通知をするということによろしいでしょうか。

○3 番委員 はい。

○事務局長 事務局長。

○議長 はい、事務局長。

○事務局長 今、議長より〇〇〇〇〇〇へ通知するとの話がございましたが、通知の部分の説明が抜けておりました。通知につきましては、〇〇〇〇〇〇から申入れがあったおりましたので、前回の総会で皆様から意見を徴しました後、農業委員皆様の意見を町長と協議し、事務局で通知文書を作成しまして、9 月 15 日付けでその旨を記載した内容を通知させていただいております。

○議長 はい、ほかに。

○7 番委員 7 番。

○議長 はい、7 番。

○7 番委員 はい、今まで具体的に、本田委員また事務局から説明がありましたわけですけども、

やはり各法令とか条例にそういう許可の条件に一致していたら許可せざるを得ないと思いますけれども、なにせ私も地元でありますし、想定外の災害等もありますので、ただ私としては、若干心配をしているところでございます。そういうことで、別に具体的な質問はないわけですが、何か想定外の事故があったときのことをちょっと心配しているというだけのことでございます。以上で終わります。

○議長 はい、ほかにございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件について、ご異議はございませんか。

○各委員 異議なし。

○議長 はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。続きまして日程第4、議案第21号、非農地証明願に対する判断について、を議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 事務局長。

○議長 はい、事務局長。

[illegible]

林市方面に向かい、平谷川を隔てた箇所となっております。また 12 ページでは、黒枠で囲んだ箇所となっております。今回、非農地証明願があった農地につきましては、令和 2 年 7 月豪雨災害、昨年の 9 月の台風 14 号により、河川に近い農地につきましては河川の氾濫により浸水、土砂等の流入があっているようなところでございます。また、山側の農地につきましては、転石や土砂の流入があっており、令和 2 年の 7 月豪雨以降はなかなかそういった状況でございますので、作付が出来ていないということでございます。今後も農地として維持していくのが困難であるため今回、非農地の判断をいただけないかということで、ご本人様より申請がありました。なお、今回の申請のあった農用地につきましては、全て農振農用地区域外農地で、交付金等の対象農地でもございません。また基盤整備事業実施地区では、ない箇所でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 続いて事前調査の報告をお願いします。

○16 番委員 16 番。

○議長 はい、16 番。

○16 番委員 事前調査の報告をいたします。10 月 6 日金曜日に、2 番田嶋委員、15 番岩野委員、16 番私、事務局より魚住事務局長の 4 名で、事前調査を行いました。番号 1 につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、河川に近い農地は氾濫時に流入したと思われる。土砂や流木があり、山に近い農地につきましては、転石や山からの土砂の流入、また、一部においては、山林の様相を呈していました。今回、申請があった土地を農地として復元したとしても、今後の豪雨災害により、再度、土砂などの流入が考えられ、農地として継続して利用出来ないと思われれます。よって、非農地証明の基準、3 のイ、その土地の周辺の状況から見て、その土地を農地として復元しても、継続して利用することが出来ないと思われれます場合に該当すると思われれますので、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地ではなく、非農地と判断できると考え

ます。報告を終わります。

○議長 はい、ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。

○6番委員 6番。

○議長 はい、6番。

○6番委員 すいません、ここの図面を見てたら、間にも土地があると思うんですが、ここも、一応、農地となってるんでしょうか。それと、多分、同じような状態だとは思いますが、その状態を教えてくださいと思います。

○議長 はい事務局。

○事務局長 はい。間に記載がある農地につきまして今回申請のあった所有者の方の農地ではございませんが、登記上はまだ田の状況でございます。状況につきましてはやはり河川に近いほうは、令和2年の7月豪雨で河川上流の山が崩れておりまして、河川全体に土砂が流入し、深さが大分浅くなってきております。そういった状況から、土砂の流入、また氾濫時の水の流入が起きているような状況でございます。ただ、今回申請があった以外の農地につきましては、どちらかというとそれ以前よりつくられていない森林の様相を呈しているようなところが多くございまして、今後、そういった農用地も調査をかけて、ご本人さんがご健在であれば、非農地の方法をご紹介しますとお話は進めていく必要があると事務局のほうでは考えているところでございます。ただ、槻木地区につきましては、そういうところが、多くあるものですから、よく調査をした上で、そういったところがあれば、進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番委員 6番。

○議長 はい、6番。

○6番委員 はい、よく理解出来ました。できれば、早期に非農地判断をして、農地等の適正な面積が把握できるような状態になればと思っております。よろしくお願いします。

○議長 ほかに何かございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件について、ご異議はございませんか。

○各委員 異議なし。

○議長 はい、異議がないようですので、本件は原案通り、非農地として認めることといたします。

続きまして日程第5、議案第22号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○係長 事務局。

○議長 はい、事務局。

○係長 はい、それでは13ページ目をお開きください。日程第5、議案第22号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、令和5年第10回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律、令和4年法律第56号、附則第5条第1項の規定による別紙計画書について、10月2日付けで多良木町長より、農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは、別冊の集積計画書の総括表にてご説明をいたします。別冊のほうをご覧ください。別冊の1ページ目、令和5年第10回農用地利用集積計画総括表をご覧ください。まず、利用権設定の賃借権でございます。再設定が10件、田が2万9418平米。畑が1033平米。計の3万451平米となっております。2年が1件、3年が2件、5年が1件、8年が3件、10年が3件となっております。賃借権の合計が10件で、田が2万9418平米。畑が1033平米。合計の3万451平米となっております。続きまして、利用権設定の使用賃借権でございます。新設定が1件で、田が1863平米。計の1863平米となっております。5年が1件です。続いて、再設定が2件で、田が2360平米。畑が682平米。

計の 3042 平米となっております。3 年が 1 件、5 年が 1 件となっております。使用貸借権の合計が 3 件で、田が 4223 平米。畑が 680 平米。合計の 4905 平米となっております。続いてすぐ右側の所有権移転分でございます。公社買入れ分が 1 件で、田が 7006 平米。計の 7006 平米。公社売渡しが 1 件で、田が 1953 平米。計の 1953 平米です。所有権移転の合計が 2 件で、田が 8959 平米。合計の 8959 平米となっております。こちらの所有権移転分についてご説明をいたします。まず 7 ページ目をお開きください。公社買入れ分でございます。番号 1、所有権を移転する農地の所在、大字〇〇〇〇〇、地番〇〇〇〇〇、地目〇、面積〇〇〇〇〇平米。ほか、〇筆の計〇筆で、合計の〇〇〇〇〇平米となっております。所有権を移転する者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。所有権の移転を受けるもの。熊本中央区水前寺 6-18-1、公益財団法人熊本県農業公社。対価〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、10 アール当たり〇〇万円でございます。対価の支払い方法、対価の支払い期限、所有権の移転時期は記載のとおりでございます。こちらの最終的な買い手のほうが、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。続いて、次の 8 ページをご覧ください。公社売渡し分です。番号 1、所有権を移転する農地の所在、大字〇〇〇〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目〇、面積〇〇〇〇〇平米。所有権を移転するもの。熊本市中央区水前寺 6-18-1、公益財団法人熊本県農業公社。所有権の移転を受けるもの。〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。対価〇〇〇〇〇〇〇円、10 アール当たり〇〇〇〇〇〇〇〇円、対価の支払い方法、対価の支払い期限、所有権の移転時期は記載のとおりでございます。もともとの所有者が〇〇〇〇さんでございます。以上の計画要請の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律、令和 4 年法律第 56 号、附則第 5 条第 1 項に定める農用地利用集積計画の農地の効率的利用、従事日数など、各要件を満たしていると考えております。以上説明終わります。

○議長 はい、ただ今説明がありましたが何かございませんでしょうか。

○3 番委員 3 番。

○議長 はい、3 番どうぞ。

○3 番委員 3 番、本田です。水田の単当たりの単価がどうしてもあさぎりのほうが高いようですが、立地条件にもよると思いますけど、やっぱり私たち農業委員としてはですね、売ってくれと言われればやっぱり高く売りたいんですがなかなか相場が今、多良木の場合だいたい 50 万平均で、私もうちの地区の方が、岡原の竹野というところに、田んぼをお持ちで、多良木の農業委員会では出せませんので知り合いの岡原の農業委員に頼んで売買されたらやっぱり反の 70 万でということで、なぜ、高い単価で取引されるのかをあさぎりの担い手の方に聞いたら、やっぱりやる気のある担い手、やる気ある若い人たちがいるところは高くなるんでしょうと言うところだったんですよ。私たち多良木で、もしもそういうふうにならだけ高くでと思って、相場どれくらいかなって言われれば、そのところはやっぱりあさぎりに合わせくれて言いたいですが、なかなか言われないことなので、そういうことで、あさぎり全体、こういう 70 万という、単価が出るんですかね。事務局で分かりますか。

○各委員 (聞き取れず)

○議長 多良木の平均は 50 万円より高いですが、〇〇さんだけが 50 万で買われるだけで。

○3 番委員 できるだけやっぱ高く買っていただくようにしなくてはいけないかなと思っておりませんが、それでもあさぎりは 10 万円高いですね。これは行政行政で違うと思いますが。

○議長 地区毎の単価を出してみないとわからないですけど。

○3 番委員 そういう単価表を事務局で作成してください。

○係長 最近の分で、味岡さんを除いた分の平均を出しまして来月の総会でもご報告させていただきます。また、こちらの〇〇さんにつきましはですね、後継者の方もいらっしゃって、その農地を規模拡大したいという、かなり拡大志向のある農家さんですので、〇〇さんにおかれましては、〇〇の農地を多く買っていただいております。〇〇〇〇のほうでは、結構、農地の奪い

合いではないですけど、そういったものもあつてるという話をちょっとお聞きもしますので、
そういった形で、〇〇〇〇の方は結構高めの値段設定をされてらっしゃるのかなというところ
も、考えるところでございます。よろしくお願いします。

○議長 はい、農地の売買の価格についての詳細は、次回の総会で事務局のほうより取りまとめて
報告をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。ほかにございませんか。ないよ
うでしたらお諮りをいたしたいと思います。本件について、ご異議はございませんか。

○各委員 異議なし。

○議長 はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。続いて、日程第 6、報告第
6 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告について、を議題といたし
ます。本件について事務局よりお願いいたします。

○係長 はい、事務局。

○議長 はい、事務局。

○係長 はい。それでは、14 ページ目をお開きください。日程第 6、報告第 6 号、農地法第 18 条
第 6 項の規定による、小作地の合意解約の報告について、令和 5 年 8 月 28 日から令和 5 年 9
月 25 日まで分となっております。今回から、皆様方の議案に合意解約後の農地の相手先等を
記載させていただいております。まず番号 1 でございます。こちらについては、今までは、〇
〇〇〇〇さんが、表作をつくられて、裏作を、〇〇〇〇〇のほうがつくられて、公社を通して
借りられておられました。それが、〇〇の分については、今後は自作、〇〇〇〇の部分につい
ては、〇〇〇〇さんが耕作するということになっております。続きまして、番号 2 でございま
す。こちらにつきましては、やはり表作が、〇〇〇〇〇さん、裏作が〇〇〇〇〇さんがつくら
れておられました。こちらにつきましては、解約後は〇〇さんが全筆自作ということになって
おります。続きまして、15 ページ目でございます。3 番と 4 番ですけども、こちら、皆様方に

議案を発送した時点では、〇〇〇〇さんが耕作することとなっておりましたが、本日の総会前に次の耕作者の変更連絡がありましたので、総会資料に記載してある〇〇〇〇から〇〇〇〇さんに変更をお願いします。続きまして番号 5 でございます。こちらにつきましては、先ほど、農地法第 3 条及び第 5 条でありましたけども、〇〇〇の〇〇〇〇番〇につきましては、解約後、〇〇さんのほうが分筆して買われるということになっております。一部は農地法 5 条により、〇〇さんの宅地のほうへ転用となっております。以上報告終わります。

○議長 はい。ただいま事務局より報告がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。

○各委員 ありません。

○議長 はい。ないようでしたら報告第 6 号はこれで終わりたいと思います。続いて日程第 7、次回総会に伴う事前調査委員の指名を行います。次回の事前調査を 11 月の 9 日、9 時より、行いたいと思います。その時の調査委員に、3 番の本田委員、4 番の川邊委員、17 番の松岡委員を指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○お三方 はい。

○議長 はい、お願いいたします。総会は 11 月の 10 日、午前 9 時より、計画をしておりますが、よろしいでしょうか。

○各委員 はい。

○議長 はい、それでは事前調査を 11 月の 9 日、午前 9 時、総会を 11 月の 10 日、午前 9 時より行いますので、よろしくお願いいたします。これで本日提案された議案並びに報告事項は全て終了しました。なお、議事録につきましては、発言内容に支障のない範囲で整理させていただくことをご了承ください。これで第 8 回の総会を閉じたいと思います。大変皆さん方、お世話になりました。

○各委員 お疲れ様でした。

○事務局長 議長におかれましては、議事の進行ありがとうございました。これをもちまして令和5年度第8回多良木町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記